

【刑法】

文書偽造罪の解釈・あてはめを中心とした問題です。学説によって決定的に結論が分かるような、いわゆる「典型論点」はなく、有形偽造の本質—作成名義人と作成者の齟齬—をきちんと理解し、対応事実を的確に摘示しながら構成要件要素へのあてはめを行うことができれば、それほど難しい問題ではありません。今回はむしろ、構成要件要素のひとつひとつにきちんと理由を付して事実を当てはめるという刑法論述の基本ができているか、という点を中心とした評価になるでしょう。但し、問題となりうる犯罪が多いので見落とさないように注意が必要です。以下、太郎の罪責、花子の罪責の順でコメントします。

1 太郎の罪責について

- ① 健康保険の被保険者証を改ざんしている点が、公文書偽造（変造）にあたります。作成名義人は福岡市であり、作成者は太郎なので、有形偽造（§ 155①）。生年月日の改ざんは「偽造」か「変造」かが気になるところですが、「文書の本質的部分を変更して全く新たな内容のものを作り上げるもの（偽造）」といえるかを意識したあてはめを期待しています（米穀配給通帳の世帯主氏名の部分を改ざんした場合は偽造にあたるとした最判 S24.4.9 等参照）。なお、「変造」であっても、改ざん箇所については名義人と作成者が齟齬した有形偽造文書ですので、この点、誤解のないように。あと、行使の目的・有印性の指摘も忘れずに。
- ② 被保険者証を証明用として郵便局に提出した点が、有印偽造公文書行使罪（§ 158①）にあたります。疾病等の保険給付という本来的用法に用いていないものの、身分証明書としての社会的機能を熟知して郵便局員に提出している点を重視すれば、行使にあたると言えるでしょう。
- ③ 一太郎名義で貯金払い戻し請求書を作成した点は、有印私文書偽造（§ 156①）にあたります。作成名義人と作成者の特定、有印性の確認はもちろんですが、払い戻し請求という「事実証明に関する文書」である点をきちんと押さえること。
- ④ 貯金払い戻し請求書を郵便局に提出した点は、有印偽造私文書行使（§ 161①）にあたります。
- ⑤ 更に、払い戻し請求権がないのに、改ざんした健康保険証や偽造した払い戻し請求書を提示して、自分が請求権者であると誤信させて 20 万円を交付させた行為は詐欺（§ 246①）にあたります。
- ⑥ 罪数はちょっと複雑ですが、一般的には、有印公文書偽造と同行使は牽連犯、私文書についても同様。詐欺と偽造文書行使は牽連犯（大判 M44.11.10 等）。従って、詐欺を媒介として全体がひとつの牽連犯となる（かすがい現象）でしょう。もっとも、罪数については多様な処理がありうるので、きちんとした理由を付して矛盾なく処理していればいいでしょう。

2 花子の罪責（共犯）について

- ① 公文書偽造については，共同実行の意思も共同実行の事実もないので問題になりません。
- ② 私文書偽造・行使と詐欺への加担について。①実行行為の分担はない。②事前の謀議において，健康保健証を用いた具体的な欺罔方法を立案しており，太郎の行為が，花子の主導の下に，主として花子への借金を弁済するために行われている。などの事情を丁寧に検討して，共謀共同正犯となるか，教唆（幫助）どまりとなるかを説得的に論じればいいでしょう。
- ③ なお，詐欺について花子を共同正犯にした場合は，赃物收受は問題になりません（正犯者間の赃物のやりとりは共罰的事後行為）が，教唆にとどめた場合には，判例通説によれば，赃物譲受罪が別個に成立します（最判 S24.7.30）。

以上